

## 別表 2

## でき形検査基準（水産土木工事）

1/7

## (1) 魚礁設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
魚礁工 単体魚礁製作工 一体打ち魚礁製作	ブロック外観	全 数	実測又は資料
魚礁工 魚礁運搬・沈設工 魚礁運搬沈設 (単体魚礁)	施工位置	設計図書に示す設置位置全点	実測又は資料
	出来ばえ	一点設置方式の場合は浮標を中心として8方位を測定する。	実測又は資料
魚礁工 組立魚礁組立 コンクリート製 組立魚礁組立	出来ばえ	全個数について主要寸法を測定する。	実測又は資料
魚礁工 組立魚礁組立 鋼製魚礁組立	出来ばえ	全数について主要寸法を測定する。	実測又は資料
魚礁工 魚礁運搬・沈設工 魚礁運搬沈設 (組立魚礁)	施工位置	設計図書に示す設置位置全点	実測又は資料
	出来ばえ	設置間隔・基数が判読できるように測定する。	実測又は資料

## (2) 着定基質設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
囲いブロック工 囲いブロック製作工 ブロック製作	ブロック外観	全 数	実測又は資料
石材工 石材投入工 石材投入	施工位置	設計図書に示す設置位置全点	実測又は資料
	出来ばえ 全 体	縦・横断方向に各3箇所以上 50m以上の場合50mにつき1箇所	実測又は資料
	法線方向の出入り (囲いブロック無しの場合)	縦・横断方向に各3箇所 50m以上の場合50mにつき1箇所	実測又は資料
囲いブロック工 囲いブロック運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付	延 長 法線方向の出入り	縦・横断方向に各3箇所 50m以上の場合50mにつき1箇所	実測又は資料

でき形検査基準（水産土木工事）

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
単体礁製作工 ブロック製作	ロック製作工 ブロ ック製作を適用する。		
単体礁工 単体礁運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付	施工位置	設計図書に示す各点	実測又は資料
	出来ばえ	測定箇所 5カ所	実測又は資料
単体礁工 単体礁運搬・据付工 魚礁運搬沈設	施工位置	ブロック全数の5%	実測又は資料
	出来ばえ	全個数の1割を横断方向に測定 する。	実測又は資料
産卵礁工 産卵礁製作工 ブロック製作	囲いブロック工 囲いブロック製作工 ブロック製作 を適用する。		
産卵礁工 産卵礁運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付	単体礁工 単体礁運搬・据付工 ブロック運搬据付 ブロック直接据付 を適用する。		
産卵礁工 産卵礁運搬・据付工 魚礁運搬沈設	単体礁工 単体礁運搬・据付工 魚礁運搬沈設 を適用する。		
保護礁工	(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。		

(3) 人工干潟

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
砂留堤工 砂留堤設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置	延長 天端高 法線方向の出入り	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
盛砂工 盛砂工 盛砂投入 盛砂均し	基準高	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
	延長 幅 (サンドチューブ無しの場合)	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料

(4) 消波堤設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作	ブロック外観	全数	実測又は資料
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬据付 海岸ブロック直接据付	延長 天端幅 天端高 法線方向の出入り	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し	延長 天端幅 基準高 法面	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料
消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作	消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作を適用する。		
消波堤基礎工 被覆工 被覆均し	基準高 法面	施工延長は100m未満は3箇所以上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料

でき形検査基準（水産土木工事）

(5) 離岸堤設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
離岸堤堤体工 離岸堤基礎工	(4) 消波堤設置 を適用する。		

(6) その他

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	検査内容	検査密度	検査方法
作 濬	底面幅 延 長 水 深 (底 面) (法 面)	施工延長は100m未満は3箇所以 上 100m以上は50mにつき1箇所以上	実測又は資料

注) この検査基準は標準を示すものであり、工事内容等を勘案し検査密度等を変更し実施できるものとする。